

令和5年度第2回船橋市介護保険事業運営協議会

日時：令和5年11月13日（月）午後1時30分～2時30分

場所：市役所本庁舎11階 大会議室

出席者

（委員） 寺田俊昌委員（会長）、吉田壽一委員（副会長）、佐藤惟委員、
杉山宏之委員、田辺美智子委員、若生美知子委員、杉森裕子委員、
島田晴美委員、佐藤博巳委員、河野洋平委員、古山聡子委員、根本明子委員

欠席者 齋藤吉宏委員、赤岩けさ子委員、高橋強委員、乾麻由美委員、長島孝委員

1. 開会

2. 議題等

・議題事項

- （1）第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の施設等整備について
- （2）第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について

・報告事項

- （3）船橋市地域包括支援センター受託法人公募結果について

3. 閉会

議事

○事務局

定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第2回船橋市介護保険事業運営協議会を開催いたします。本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。司会を務めます介護保険課の櫻井と申します。よろしく願いいたします。

本日の委員の出席状況でございますが、齋藤委員、高橋委員、乾委員、長島委員から欠席の連絡をいただいております。

それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。本日御用意いたしました資料としまして、席次表、そして報告事項を1つ追加させていただきます。その関係で、事前に

郵送いたしました次第の差し替え分、当日資料の「船橋市地域包括支援センター受託法人公募結果について」という資料を置かせていただいております。そのほかに事前に郵送いたしました資料としまして、本協議会の委員名簿、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画素案でございます。

足りない方等いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日の会議時間は1時間程度を予定しております。御多忙とは存じますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めるに先立ちまして、会議の公開について御説明させていただきます。船橋市情報公開条例第26条の規定に基づきまして、本日の議題には不開示情報が含まれていないため、会議は公開となります。また、会議の概要・会議録は、市のホームページ及び市役所11階の行政資料室にて公開することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の傍聴希望者はおりませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○寺田会長

それでは、これより次第2の議題に沿って議事を始めます。

それでは、議題(1)第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の施設等整備について、事務局より説明をお願いいたします。

○高齢者福祉課長

高齢者福祉課です。どうぞよろしくお願いいたします。

素案の129ページからになります。第3節の1「施設整備の考え方」です。第9期介護保険事業計画では、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域、居宅での生活が継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、在宅での介護が難しい重度要介護者など、高齢者それぞれの状態に応じた多様なニーズに対応するため、第8期計画における実績とか要介護認定者の増加数などを踏まえ、施設整備を進める方針といたします。

では、何をどのくらい整備するかということを一ページめくっていただいて130ページに表がございますので、こちらで御説明いたします。

施設と居住系サービスの整備数の表になります。表の一番上、介護老人福祉施設、特別養

護老人ホームについてです。今から 10 年前、平成 25 年頃には待機者が 800 人以上おりましたが、施設整備をここ数年で進めたことで待機者が現在約半数まで減少しております。ちなみに、令和 5 年に入りまして、1 月に 382 人、4 月が 360 人、7 月が 459 人となっております、これを平均しますと約 400 人の待機者となります。ですが、減少したとはいえ待機者数がまだありますことから、特別養護老人ホームについては整備を進めることといたします。

整備数の計算ですが、令和 5 年に入ってから待機者数の平均 400 を基に算出いたしました。待機者数 400 人のうち、施設入所が急がれます要介護 4・5 の方及び要介護 3 のうちひとり暮らしといった方などを絞りますと、対象は 344 人となります。そこからさらに入所調整などによって空いているベッド数がございますので、そういったもの、あるいは今後開設予定の特別養護老人ホーム 190 床もございますので、そういったところを差し引きまして、第 9 期、今度の新しい計画の最終時点で介護認定者数がどのくらい増えるかといったところを掛け合わせますと、総合で整備計画数としてそちらの表にございます 90 床となりました。令和 6 年の欄に記載してあります。

なお、入所者を船橋市民に限定しない広域型介護老人福祉施設の整備を進めますことから、表の 2 段目にあります地域密着型介護老人福祉施設は、整備数を見込まないものといたします。

続きまして表の 3 段目、介護老人保健施設整備数です。こちらは、該当となりますのが要介護 1 以上の認定者の方です。その増加数を踏まえて計算しましたところ、既存の施設数で対応が見込めるため、整備は見込まないものといたします。130 ページの表の介護老人保健施設の段ですが、令和 8 年度に 100 床マイナスとなっております。この理由ですが、次の介護医療院と併せて御説明をさせていただきます。

4 段目になります介護医療院の整備数です。介護医療院というのは、医療処置が必要で、自宅や特別養護老人ホームなどで生活が困難な高齢者が入所する医療・介護の両方のニーズを併せ持つ施設で、現在船橋市にはございません。令和 5 年 6 月の時点で、船橋市被保険者のうち 109 名の方が他の市の介護医療院に入所していらっしゃいます。

他市の介護医療院の設置状況を見ますと、千葉市で 4 つ、市川市、鎌ヶ谷市、松戸市に各 1 施設ずつございまして、いずれも療養病床とか老人保健施設からの転換によって設置されたものです。そこで本市でも、医療療養病床と老人保健施設の双方に転換の要望があるかどうか調査を実施しましたところ、老人保健施設 1 施設から 100 床の転換要望がございま

したことから、第9期計画における介護医療院の整備計画数を100床といたしました。また、介護老人保健施設からの転換を見込むということで、令和8年度に転換するものと想定しまして、先ほどの介護老人保健施設のところは100床減る記載にしております。

続きまして、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）になります。表の中段になります。現在の計画では54床の整備を計画していましたが、公募を行いました結果、そのうち18床の整備にとどまりましたので、残り36床を次の計画に計上することといたしました。また整備数の計算ですが、現在、要支援2以上の認定を受けた認知症の方のうち、グループホームに入所している方は4.4%いらっしゃいますので、次の計画の最終年度令和8年に同じ割合の方が入所できるように計算しますと905となります。今の計画で整備数が872となりますので、905から872を引きまして33床が不足となりますが、ユニット数、1ユニット9人を想定しておりますので、これを考慮しまして、グループホームの整備計画数36といたします。

続きまして、その下、特定施設入居者生活介護事業所の整備です。特定施設入居者生活介護は、この表にあります介護専用型、その下に地域密着型、一番下の混合型と3種類ありまして、有料老人ホームなどに入居している高齢者が日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。介護専用型というのは、要介護1以上が対象となります。地域密着型は、定員29人以下の介護専用型となります。混合型は、要介護認定を受けていない方も入居可能なものです。

次の計画では、現在の計画と同様に、高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいとなる混合型の整備を進めたいと考えております。整備数の計算ですが、次の計画の最終年度の令和8年の高齢者の予測増加率を現在整備されている数に掛けますと1,105床となります。今の計画の整備数が1,067床となりますので、増加率に基づいて算出しました1,105床から1,067床を引いて38床が不足となりますが、事業所の整備のしやすさも考慮いたしまして40床を整備計画数といたしました。

以上のように、施設サービスの整備数を算出しますと、今期計画で合計整備済の数、表の一番下の数字が入っていますところの左端ですが、6,317床、次の計画での整備数が166床、特養が90、医療院が100、グループホームが36、老健がマイナス100となりまして、次の計画での合計整備済数が表の一番下右側の6,483床となる予定です。

以上のようにそれぞれの計画数を算出したことから、第9期の計画については、先ほどの129ページ、第3節2の「施設等整備計画数の設定」の(1)「施設別の整備の考え方」

のとりの記載となる流れです。129 ページは施設やサービスの簡単な説明と整備の考え方を示していますが、整備する・しないの記載を上から簡単に御説明だけさせていただきます。

一番上の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、入所待機者数の減少を図るために整備を進めます。なお、広域型の整備を進めることから、地域密着型は整備数を見込まないものとします。次、介護老人保健施設は、既存の施設での対応が見込めるため、整備数を見込まないものとします。次に、介護医療院は整備を進めます。次に、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は整備を進めます。最後、特定施設入居者生活介護は、混合型の整備を進めますという記載になっております。

続いて 131 ページを御覧ください。施設・居住系以外の地域密着型サービスの整備数についてです。地域密着型サービスは、原則として当該市町村の介護保険の被保険者のみが利用できるものです。こちらそれぞれサービスの簡単な説明と整備の考え方を示しています。なお、こちらの項目の整備数の設定ですが、整備数を制限するものではなく、整備数を設定している数以上に整備すること、あるいは整備数を見込んでいないものでも整備は可能となります。

まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、現在整備されているのは 7 事業所で、4 つの日常生活圏域で整備されています。市内は 5 つの日常生活圏域に分かれておりますので、本来であれば全ての日常生活圏域で整備されていることが望ましいことから、不足している 1 事業所の整備数を設定いたします。

次に夜間対応型訪問介護ですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備に重点を置きますことから、こちらは整備を見込まないものといたします。

続きまして地域密着型通所介護ですが、整備されている数 93 事業所です。こちらは既に 5 つの日常生活圏域で多数整備されておりますことから、整備数を見込まないものといたします。

続きまして認知症対応型通所介護は、整備されているのは 6 事業所です。既に 5 つの日常生活圏域で整備されておりますので、整備数を見込まないものといたします。

続きまして小規模多機能型居宅介護は、整備されている数は 12 事業所です。既に 5 つの日常生活圏域で整備されておりますので、整備数を見込まないものとします。

続きまして看護小規模多機能型居宅介護は、整備されている数は 3 事業所です。現在 3 つの日常生活圏域で整備されておまして、全ての日常生活圏域で整備されることが望まし

いので、2事業所の整備数を設定いたします。

最後になりますが132ページ、その他の施設の整備数です。養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、いずれも次の計画では今期計画と同様に整備数を見込まないものといたします。

整備数についての御説明は以上となります。

○寺田会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明を受けて、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○島田委員

今期整備されるものとして、定期巡回で整備がされていない圏域はどちらになるかということと、看多機の整備されていない生活圏域を教えてくださいたいのですが。

○寺田会長

事務局お願いします。

○高齢者福祉課長

定期巡回の整備されていないエリアは北の地区です。北部になります。

○島田委員

これ、二和とかではなくて北部という扱いですか。

○高齢者福祉課長

北部ですね。もう1つの看多機のほうは、すみません、ちょっとお時間をいただいてよろしいでしょうか。申し訳ございません、後ほどお答えさせていただきます。

○寺田会長

よろしいですか。

○島田委員

はい、ありがとうございます。

○寺田会長

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

○島田委員

もう一ついいですか。132 ページの住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅というところですが、いろいろな行政さん、市町村の中で、サービス付き高齢者住宅が介護保険外というところで取扱いが難しいことと、把握が非常に難しい中で、きちっとされているのは非常にいいことかなと思うのですが、今回整備のところ、多分管轄が違うと思うのですけれども、例えばどちらかの事業所さんでサービス付き高齢者住宅を建てたいといったときには、船橋市は中核市でありますので、船橋市の場合は、介護保険に関係するところの認可だったり条件だったりというところが関わり合いになってくるのでしょうか。多分、認可の管轄が違うと思うのですけれども、船橋独自で、認可を下ろすときに、ほかの市町村と違った形で関わり合いがあるのかを教えていただきたいです。

○住宅政策課長

住宅政策課です。サ高住の施設の御希望があった場合は、市の住宅政策課のほうに声がかかります。それに基づきまして、住宅政策課のほうで、施設の実際の、例えば手すりの位置ですとかそういったところを審査させていただきますし、併せて指導監査課さんのほうでサービスの内容のチェックをしていただいたりしております。併せて、実際に上がってきた際には、地ケアさんのほうともお話をさせていただく中で登録という形で施設の確認はしております。

○島田委員

ありがとうございました。

○高齢者福祉課長

先ほどの看護小規模が整備されていないのが東部と北部の2つになります。

○寺田会長

ありがとうございました。ほかに御質問、御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本協議会として、議題（１）第１０次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画の施設等整備について、承諾するものいたします。

それでは次に、議題（２）第１０次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画の素案について、事務局より説明をお願いいたします。

○介護保険課長

それでは、介護保険課より、議案（２）第１０次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画の素案について御説明いたします。

初めに計画書の構成について、計画書の８ページを御覧ください。計画書は３部構成となっております。第１部では、「計画の策定にあたって」といたしまして、計画の趣旨と概要などを、第２部では、「ビジョンの実現に向けた施策の展開」として、ビジョンと基本方針などを、第３部では、「介護保険事業の現状の見込み」として、被保険者の現状と見込みなどについて示しております。

それでは、まず第１部について御説明いたしますので、資料を少し戻りまして３ページを御覧ください。第１章第１節「計画の趣旨」についてでございます。ここでは、過去から次期の計画策定に向けた計画の趣旨を記載しております。

続いて５ページを御覧ください。第２節「計画の概要」についてでございます。ここでは、計画の法的な位置づけや他の計画体系における位置づけ、計画期間などについて、７ページまでにかけて記載しております。

続きまして、９ページを御覧ください。第２章第１節「市内高齢者の現状」についてでございます。９ページでは船橋市における人口構造、１３ページでは世帯構成、１４ページではひとり暮らし高齢者数とその割合、１５ページ以降では認知症高齢者数とその割合を記載しております。

続きまして、１８ページからは、日常生活圏域の状況といたしまして、総合計画における行政ブロックに設定されている５つの地区、南部、西部、中部、東部、北部別に人口などの概況や介護施設の基盤整備状況を、また１９ページから２１ページまでには、地域包括支援センターの整備状況などについて記載しております。

続きまして、22 ページを御覧ください。第2節「高齢者生活実態調査結果等の概要」についてでございます。ここでは、昨年12月に実施いたしました高齢者生活実態調査結果の概要を45ページまで記載しております。

ページ飛びまして46ページを御覧ください。ここでは、この調査結果を踏まえて、この後第2部の具体的な施策につながるよう次期計画に向けたポイントについて、地域包括ケアシステムを実現するための5つの基本方針ごとにまとめております。

続きまして、49 ページを御覧ください。第3章第1節「第8期計画の進捗状況」についてでございます。ここでは、現在の第8期計画で推進いたしました各事業の進捗状況を記載しております。なお、これらの事業評価や検証については、これまでの運営協議会にて御報告したとおりでございます。

続きまして、ページ飛びまして59ページを御覧ください。第2節「船橋市介護保険事業の動向」についてでございます。ここでは、船橋市の第1号被保険者数、要介護認定者数と認定率、給付費の3つの指標データから見た動向について、過去からの推移を61ページまで記載しております。

続きまして、62 ページを御覧ください。第3節「第8期事業計画値の検証」についてでございます。ここでは、本市の第1号被保険者など先ほど申し上げた3つの指標について、現在の第8期計画の計画値と実績値を比較しております。

その結果につきましては、65 ページのサービス区分別給付費の表を御覧ください。おおむね計画値どおりの実績とはなっておりますが、今期計画では総給付費の実績が計画値を若干上回る結果となりました。これは、コロナの影響により介護サービスの利用を控える方が多く出ると予想しておりましたが、想定よりもサービスの利用控えがなかったためと考えられます。

続きまして、66 ページを御覧ください。第4節「将来フレーム」についてでございます。ここからは、船橋市の総人口及び高齢者人口、ひとり暮らしの高齢者数と認知症高齢者の将来推計を記載しております。全ての団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎え、ひとり暮らし高齢者数や認知症高齢者数は今後もますます増加する傾向にあると予想されます。

第1部の説明については以上となります。

続きまして、計画書71ページからの第2部につきましては、担当が替わりまして地域包括ケア推進課より御説明いたします。

○地域包括ケア推進課長

地域包括ケア推進課でございます。計画の第2部につきましては、地域包括ケアシステム構築という高齢者の保健福祉・介護ビジョンを実現するため重点的に推進していく施策等について述べることでございます。こちらでは、住まい・予防・生活支援・介護・医療の5つの基本方針を設定し、各施策を推進しております。

第1章では、基本方針及び施策区分を示させていただき、施策体系として記載しております。第2章では、第1節において基本方針ごとに各施策の数値目標を記載し、第2節において各施策の重点事業や数値目標を設けていない事業について個別に記載しております。

それでは、内容について簡単ですが御説明させていただきます。

73 ページを御覧ください。第1章第1節「船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン」についてです。現計画と同様に「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンに掲げており、このページでは、地域包括ケアシステムの本市におけるこれまでの取組の概要について記載しております。

その他、今回、地域共生社会についての説明や、関係機関が連携し一体的に支援していく重層的支援体制整備事業について新たに記載しております。この重層的支援体制整備事業につきましては、本市においても今年度から開始したところでございます。

続いて、74 ページを御覧ください。第1章第2節「船橋市の目指す地域包括ケアシステム」についてです。こちらでは、住まい・予防・生活支援・介護・医療の各基本方針について概要を記載しております。

住まいにおいては、「住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備」を目指して、高齢者の転倒などを防ぐための住宅のバリアフリー化を促進するための助成事業等による住宅の質の向上や、多様な住まいの確保について事業を実施しております。また、ひとり暮らし高齢者が増加する中、賃貸住宅の契約を拒まれるケースもあり、住宅の確保に配慮が必要な方について、船橋市居住支援協議会の相談窓口「住まいるサポート船橋」において相談に対応するなど、居住支援の充実を図っております。

予防です。こちらでは「介護予防の推進で“健康寿命日本一のまち”」を目指して、要支援、要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防を推進するために、ふなばしシルバーリハビリ体操や、公園を活用した健康づくり事業等による活動の場の提供や各種健康診査の受診を促すなどの健康づくりへの支援をするとともに、船橋市健康スケール調査の実施等による介護予防の推進を図っております。

隣の 75 ページでございます。生活支援におきましては、「助け合い活動などの支援体制づくりの推進」を目指し、地域住民やボランティア、民間事業者など様々な関係者が連携・協力して地域を支え合う仕組みづくりに取り組んでいます。地域におけるボランティアの高齢化などが課題となっておりますが、本市では、日常生活の中で誰もがさりげなく気遣い合い、異変に気づいた際に相談窓口へつなぐ緩やかな見守りについてガイドブック、チラシを作成しまして、今年度から市民の皆様にお知らせしていくことで必要な支援につなげる取組を行っております。

続きまして介護でございます。こちらでは、「いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立」を目指し、介護人材の確保等による介護サービスの質の確保や地域の高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化等に取り組んでいます。また、高齢化の進行により認知症の方が今後さらに増加することが見込まれている中、本市では、認知症の早期発見・早期対応のため、認知症の方やその御家族を訪問し、医師の指導をいただきながら複数の専門職がチームを組んで支援していく認知症初期集中支援チーム事業を実施するほか、認知症家族交流会の実施、また認知症カフェの開設の支援を行っております。

続きまして、76 ページ、医療でございます。こちらでは、「医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立」を目指し、本市では、医療・介護関係団体や行政により構成された船橋在宅医療ひまわりネットワークにおいて、在宅医療の関係者の連携・協力体制を構築するとともに、知識・技術の向上のために研修会を実施しております。また、今後医療の必要性が高い要介護者の増加により在宅で療養する方の増加も見込まれる中、在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて相談支援を行っております。具体的な施策につきましては、後ほど数値目標を御覧いただきながら主な変更点について御説明させていただきます。

77 ページを御覧ください。第 1 章第 3 節「施策の体系」についてです。先ほど御説明しましたとおり、5 つの基本方針を基に施策群を示し、体系について記載しております。

続いて、78 ページでございます。第 2 章第 1 節「各基本方針の施策一覧」についてです。こちらでは、基本方針ごとに施策群に応じた具体的な事業の数値目標、何をどれくらい提供するかなど施策展開を表にまとめて、86 ページまで記載しております。各分野で取り組む施策で重点項目とするものには星印のマークを記載しております。

また、数値目標はないものの 3 年間の中で検討を重ね事業展開をする事業につきまして

は、87 ページに一覧に整理して記載しております。コロナ禍において思うように実施できなかった事業もございましたが、今後さらに高齢者、特に後期高齢者の方が増加していくことが見込まれる中、全体的に各事業の数値目標は横ばいもしくは増加の方向で記載しております。

主な変更点でございます。ちょっと戻っていただいて84 ページを御覧ください。介護の施策群「認知症対策の推進」、この表の下の2つでございます。成年後見制度関連事業ですが、現在の計画におきましては基本方針の生活支援のほうに分類されておりましたが、認知症と関連がございますことから介護のほうに変更しております。本市では令和4年3月に船橋市成年後見制度利用促進基本計画を策定いたしまして、同年4月に権利擁護の中核機関として権利擁護サポートセンターを設置しまして、様々な相談に対応するほか、制度の周知、啓発を行っております。

併せまして隣の85 ページ、表の下の2つでございます。高齢者虐待防止につきましても、先ほどの成年後見制度と権利擁護と関連があることから、同様に生活支援のところから介護保険のほうに分類を変更しております。地域包括支援センター、在宅介護支援センターにおいて実際に対応している高齢者虐待の事例につきまして、弁護士や精神科医等専門家から助言をいただきながら支援方法を検討していくことにより、センター職員の判断力や対応能力の向上に努めております。

続きまして、88 ページを御覧ください。第2章第2節「各基本方針の重点事業」についてです。こちらでは、第1節において重点項目として星印のマークのある事業や、87 ページにあります数値目標がない事業について、118 ページまで記載しております。

新規の記載といたしましては、99 ページ「多様な担い手による生活支援サービスの推進」のうち最後の2行のところ、「また」以降でございます。介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体のサービス、いわゆるサービスBの推進について調査・研究していく旨記載しております。こちらにつきましては、下の注釈がございますとおり、既存の介護サービス事業者に加えて、住民主体の取り組む多様な主体によって介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるようにすることで、市町村が地域の実情に応じたサービス提供を行えるようにすることを目的とした介護保険制度上の事業でございます。

次に、103 ページを御覧いただきたいと思っております。3「介護医療院の整備」についてです。先ほど議題1の施設等整備において説明がありましたが、こちらにも今回新規で記載しております。

また、109 ページの一番下の 18「認知症施策推進基本計画の策定」につきまして、こちらは、令和 5 年 6 月にいわゆる認知症基本法が成立したことを踏まえまして新たに記載したものでございます。今後、国・県が策定いたします認知症施策推進基本計画の内容を確認しながら、本市の計画策定に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして 111 ページ、21「介護に取り組む家族等への支援の充実」において、ヤングケアラー支援について新たに記載しております。こちらは、国が作成した介護保険事業計画策定の基本指針に新たに加えられたものでございます。本市でも今年度より支援を始めていることから記載したものでございます。

第 2 部につきましては以上でございます。

○介護保険課長

続きまして、介護保険課より、計画書の第 3 部「介護保険事業の現状と見込み」について御説明いたしますので、121 ページを御覧ください。第 3 部の大きな流れといたしましては、この 121 ページのフロー図の手順に従い、将来高齢者人口や将来認定者数の推移、各介護サービスの利用者数や利用量の推計、各サービスの給付費の推計などの作業を経て、最終的には第 9 期の介護保険料を算定するものでございます。

この流れに沿いまして、次の 122 ページからの第 2 節では被保険者数の推移を、また 124 ページからの第 3 節では要介護認定者数の推移を記載しております。

続きまして、126 ページを御覧ください。第 2 章では、第 1 章での被保険者数や認定者数などの推移を踏まえて、次期第 9 期計画期間における施設等の整備計画について記載しております。

まず、127 ページの第 2 節「地域包括支援センターの整備方針」では、地域包括支援センターの整備方針を記載しておりますが、128 ページを御覧ください。第 9 期計画では、地域包括支援センターの機能強化のため、法典地区と豊富・坪井地区に新たにサブセンターを設置することで市民の利便性の向上や地域づくりの推進を図ってまいります。

続きまして、129 ページを御覧ください。第 3 節では施設等基盤整備に関する基本的な考え方を記載しておりますが、この計画につきましては、先ほどの議題で高齢者福祉課より説明がございましたので、ここでの御説明は割愛させていただきます。

続きまして、ページ飛びまして 133 ページを御覧ください。第 4 節「介護人材確保対策に関する基本的考え方」になります。第 3 節におきましては、介護施設を増やすなど施設整備

計画に関する記述がございましたが、介護施設が増えれば、当然そこで働く介護人材の確保も必要となってきます。そのためこの第4節では、介護人材の確保対策の考え方と関連する事業について記載しております。

なお、次の134ページにございますが、市が今年度市内の介護事業所に対して行いました介護人材に関する実態調査では、約7割の事業所で介護職員が不足していると回答しております。

このような状況の中、介護人材確保策の基本的な考え方といたしましては、現在の現行計画では量的確保と質的確保の2つの側面で人材確保の施策を進めてまいりました。次期9期計画におきましては、135ページにあるとおり、これまでの量的確保、質的確保のほかに介護現場、介護職の魅力向上を追加し、この3つの側面に配慮し総合的に取組を推進してまいります。近年、介護人材の高齢化や介護人材へのなり手不足などが叫ばれる中、若い世代や外国人に対して、介護現場や介護職が魅力的なものと感じられる取組を展開してまいりたいと考えております。

続きまして、138ページを御覧ください。第3章ではサービス量の推計について記載しております。具体的には、過去の給付実績、今後見込まれる被保険者数や認定者数の伸び、施設の整備数などから、次期計画期間において必要とされるサービス量や給付費を算定しておりますが、必要とされるサービス量の推計につきましては、それぞれその種類ごとに140ページから153ページにかけて記載しております。サービスの種類によって差はありますが、基本的には、後期高齢者数の増加に伴い想定される全体のサービス量は上昇傾向となっております。

最後に159ページを御覧ください。第4節「介護保険財政と介護保険料」についてでございます。159ページでは、次期計画期間中の介護保険財政について記載しております。これまで第3部で被保険者数や認定者数、サービス量などを推計してまいりましたが、これらの推計値を基にして、次期計画期間における総給付費の見込額を試算したところ、このページの上段の表の右から2番目の数字、第9期期間の合計で約1,403億円となりました。現計画期間の見込額は、この資料にはございませんが約1,289億円でございますので、現計画と比較すると約8.8%伸びております。

この数字に、そのほか予定される保険料の収納率や、介護保険財政調整基金の投入などを考慮し、第9期計画において第1号被保険者の方に御負担いただく介護保険料について試算したところ、現時点では、このページの下から2番目の囲み数字に記載のとおり、現在の

基準額の月額 5,400 円から第 9 期は月額で 6,000 円台半ばになる見込みとなっております。

以上、簡単ではございますが、議題（2）について御説明いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○寺田会長

ありがとうございました。かなりボリュームのある内容ですが、ただいまの事務局からの説明を受けて、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

○杉森委員

船橋市福祉サービス公社の杉森でございます。大変ボリュームのある計画をまとめていただいて、ありがとうございます。

2点あるのですけれども、1点目は、私の中でも質問というよりは感想めいたことになるのですが、35 ページ・36 ページあたりで、地域との関わりというところですが、計画に先駆けての市民意識調査の中ですが、この文章の中では、前期計画でもそうだったのですけれども、地域における活動への参加意向について、「既に参加している」、「是非参加したい」、「参加してもよい」を合わせた『参加意向あり』が約 60%となっております」とあります。この中で、「既に参加している」方と「是非参加したい」という方はいいのですけれども、「参加してもよい」という方がその中でも 50%ぐらいを占めているということで、今福祉サービス公社でも市民のボランティアの方たちに様々な活動をしていただいておりますけれども、一気に増やすというところが難しく、説明会を開いても 1 回あたり 3 人とか、ぽつぽつといらっしゃる。そういう方たちに少しずつ活動を広めていただいているという状況でございます。

ですので、どうしたらいいのかというところに私も明確にアイデアがあるわけでもないのですけれども、約 50%を占めている「参加意向あり」という方たちの行動に向けていくためのきっかけづくりをどのようにしていったらいいか、そこは市のほうとしてもなかなかお答えしづらいと思いますが、これを拝見してそのようなことを感じたところでございます。これは御回答は結構でございます。

もう 1 点が、地域包括支援センターの整備方針のところですが、127 ページ・128 ページ、前回の計画、その前の計画においては、大体 1 万人ぐらい高齢者の方が地域でいらっしゃるというところで地域包括支援センターを整備していくという形だったと認識しているので

すけれども、これ以降は、地域包括支援センターは整備をするのではなく、サブセンターにするという方針になったということでしょうか。

○地域包括ケア推進課長

地域包括ケア推進課です。次期計画3か年におきましては、今御指摘いただいたとおり、コミュニティにおいて高齢者人口の推計を見ますと、在宅介護支援センターからこれまでのように地域包括支援センターに移行するという地区がございません。高齢者人口の増加の先々を見ましても、しばらくの間は新たな地域包括支援センターを設置するのはいかなどは考えております。

ただ、先ほども出ましたけれども、後期高齢者の方が増えてまいりますので、相談件数の増加、それから内容についても複雑、複合化してまいりますので、全くつくらないということではなくて、計画を策定するときに地域の状況を考えてつくる・つくらないというところ、あるいは今回のように窓口を増やすとか、いろいろな強化の施策を考えていきたいと思っております。

○寺田会長

よろしいですか。

○杉森委員

ありがとうございました。そうしますと、市として増やしていくということではなくて、それぞれの意向を聞いた中で新たな設置意向がないからということですか。

○地域包括ケア推進課長

市として、委員が先ほどおっしゃられたとおり、高齢者の人口に応じてこれまで在宅介護支援センターから移行してまいりましたので、移行が必要だと市のほうで判断して設置をしていくというのはこれまでどおり変わりません。次期の3か年においては、これまでの考え方からいくと移行する地域がないということで、ただ、今回、法典地区と豊富・坪井地区においては、対象エリアが広いこととか、相談件数の量が大変多いとか、その辺を鑑みまして、特に東西南北に幅広い地域を担当しておりますので、出先という窓口を設けて市民の利便性が図られたらいいかなということで設定しました。

○杉森委員

ありがとうございました。

○寺田会長

ほかに御質問、御意見は。島田委員。

○島田委員

千葉県在宅サービス事業者協会の島田です。私も船橋市にいろいろ介護の施設を営んでいる者として、人材確保のところ、134ページに実態の調査があるのですが、例えば施設の場合は早番・日勤・遅番・夜勤、そういったところの足りないとか不足とか下の部分ではなくて、介護職員さんがどれだけ過重労働をしているのかとか、もっと具体的な内容は聞かれているのでしょうか。

それと、そこが135ページの介護人材の確保といったところにもつながってくると思うのですが、施設整備をするのはいいのですが、実際、老健・特養・グループホームの皆さんがどのぐらい人材がいなくて困っているといった、皆さんがお話ができる場所だったり、施設名を公開せずに実情をもうちょっと把握ができるような形で取り組んでいただくとありがたいなと思います。

最初の質問になるのですが、こちらの調査は、夜勤の回数だったり、早番・日勤・遅番がどのぐらいで回っているとか、いろいろそういった具体的な、過重労働についてとか、人材確保に人材紹介会社にどれぐらいお金をかけているとか、そういった本当に介護事業所さんが困っているところもぜひ調査の中に入れていただきたいのですが、そういった内容についてはいかがでしょうか、教えていただけますでしょうか。

○事務局

事務局介護保険課総務係長の鏑木と申します。ただいまの御質問ですが、まず過重労働等を聞いたりしているか、それ以外にも人材派遣会社とか事業者の御苦労のお話が出ましたけれども、私どものほうでは、年に1回介護事業所向けに介護人材実態調査を行っておりまして、その中で様々な設問を御用意して聞いているような状況ではございます。

事業者向けに質問するものですから、過重労働をさせていませんとか、そういった質問

項目はつくりにくいような状況もございます。ただ、人材派遣会社に幾らお金をかけているかとか、その他困っているところはないですかというような質問項目は設けておきまして、そこで出た質問項目については、我々のほうでも、介護人材確保対策懇談会という事業者と話し合う場を設けて、相談をさせていただいたりしております。

実際働いている方の意見を伺っても、確かにそういう視点で考えていくことは大事だなと思っておりますので、今後何らかの機会を設けまして検討させていただきたいと思っております。

○島田委員

そうしたらぜひお願いしたいのですが、なかなか難しいところはあるのですが、各事業所さんの介護職員さんの平均勤務年数は、人材確保の事業だけではなくて、施設整備とかいろいろなところでも、そういったところと関わり合いながらの調査とか、施設をつくるに当たって委員さんにも分かるような形でいろいろお話をしてから、整備が必要なのか、現状入所されている高齢者の皆さんによい介護を提供するという質の部分、135ページに書いてありますように、質・量・魅力の向上といったところをぜひ入れていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

○寺田会長

ほかにございませつか。

それでは、議題（2）第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について、承諾するものといたします。

それでは、次に議題（3）船橋市地域包括支援センター受託法人公募結果について、事務局より説明をお願いします。

○地域包括ケア推進課長

地域包括ケア推進課でございます。今日お配りさせていただきました1枚、包括支援センターの公募結果について御覧ください。

こちらに記載があるとおりに、市内に直営5か所、委託9か所、14か所の地域包括支援センターを設置しております。今回、新高根・芝山、高根台地域包括支援センターにつきまして、前回公募時に提示しました6年の期間が令和5年度末をもって満了することから、改めて

法人を募集いたしまして受託候補者を特定いたしましたので、報告いたします。

内容につきましては資料のとおりでございますが、受託法人は社会福祉法人創明会、こちらは現在当地域包括支援センターの運営を行っていただいている法人でございます。センターの開設予定につきましては、場所も現在と同じ場所で、現状から引き続きこちらで支援を行っていただく予定となっております。

報告については以上でございます。よろしく願いいたします。

○寺田会長

それでは、ただいまの事務局からの説明を受けて、御意見、御質問等ございますでしょうか。これは受託事業で、多分ないとは思いますが、よろしいですか。

それでは、本協議会として、議題（3）船橋市地域包括支援センター受託法人公募結果について、報告を受けたものといたします。

それでは、議題以外のそのほかについて、どなたか何かございますでしょうか。

それでは、ないようですので、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○事務局

事務局から連絡事項を申し上げます。

会議の議事録について御報告いたします。議事録につきましては、事務局にて作成した上、皆様に御確認をいただいた後に公開となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、次回の開催予定ですが、2月上旬を予定しております。委員の皆様には日程が決まり次第御連絡をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○寺田会長

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回介護保険事業運営協議会を終了とさせていただきます。御参加いただきまして誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

（了）